

# ○壁面の位置の制限について

※「建築物の壁若しくはこれに代わる柱」の位置を制限している地区計画があります。

建築物の**外壁**または**これに代わる柱**とは。  
※地区整備計画の書き方で、制限の対象が異なります。

- 「建築物の外壁またはこれに代わる柱」の面とは
- 「建築物の外壁またはこれに代わる柱（**バルコニー**等を含む）」の面とは
- 「建築物の外壁またはこれに代わる柱（**軒**および**出窓**等を含む）」の面とは

地区の特色に合わせ、制限をかけています。

制限のかかる範囲の例 + 建築物の対象範囲の例 + 地区に合わせた制限の例

道路境界線から1m

道路中心線まで6m

隣地境界線まで50cm

区画道路計画線まで1m

壁・柱

出窓

バルコニー・バルコニー

軒・庇

道路  
敷地

道路  
敷地

道路  
敷地

道路  
敷地

道路  
敷地

高さによって異なる範囲を設定している地区計画もあります

道路が交差する角敷地に制限（敷地面積に参入可能）

物置（5㎡以下、軒の高さ2.3m以下）  
 自動車車庫（軒の高さ2.3m以下、周囲を囲わない）を制限から除外している地区計画もあります

その他  
 庇の設置高さにより制限から除外している地区計画もあります

注意：共通事項  
 ・区画道路等の地区施設から壁面後退制限を定めている場合は、街並みの空間を確保するため、壁面後退線を越えることができない指導をしています。

・一部の地区計画においては、軒、バルコニー、出窓、シャッターボックス、連結送水管、面格子、オーニング、雨戸の戸袋等の面を有するものについて、制限を定めている場合がありますのでご確認ください。

：制限のかかる範囲